



# 芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

## 「改憲勢力 3分の2」阻止!

今回の参議院選挙は、自公与党が改選定数の過半数を確保しましたが、非改選と合わせた議席では、維新と与党系無所属を加えた改憲勢力全体で 160 議席であり、3分の2 (164 議席) にわずかに届きませんでした。しかし、安倍首相は、「憲法改正の議論をすべきではないか」という国民の審判」を得たとして、任期中の改憲推進を強く表明し、とくに、国民民主党に揺さぶりをかけ、憲法審査会に引きずり込もうとしています。

参議院議員選挙での安倍首相の「憲法改正」推進論法は四つです。まずは、次の三つ。(1) 災害救助で活躍している自衛隊を憲法違反という人がいる。(2) だから自衛隊を憲法に明記する。(3) 議論を進める候補者か議論しない候補者を選ぶ選挙だ。

選挙結果を見るとこの主張に賛同された方もあるかもしれませんが、出口調査では、国民多数の関心は「年金・社会保障」「経済」であり「憲法」の優先度は低いのです。冷静に考えると、安倍改憲論法はごまかしに満ちた大変お粗末な論です。

前述の(1)から(3)については、第一に、自衛隊の付加的任務に過ぎない「災害派遣」(自衛隊法第83条)での自衛隊員の活躍を前面に押し出して、その「自衛隊を憲法違反という人たちがいるから自衛隊を明記する」というごまかしです。それなら、災害救助を主たる任務とする「災害救助隊」(仮称)を創設しましょう。誰も反対しませんよ。

第二に、憲法審査会の目的をごまかしています。同審査会の目的は、国会法第102条の六に次のように明記されています。

「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、**憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため**、各議院に憲法審査会を設ける。」(ゴシック体は久保)

憲法審査会は、決して「自由に憲法を考えてみましょう、議論しましょう」という会ではありません。明らかに憲法改正のための機関なのです。ここでの「議論を進める」ことは、すなわち「憲法改正を進める」ことなのです。

## 安倍改憲の狙いは、「集団的自衛権行使容認の明記」

そして、(4) 安倍首相は、「明記しても自衛隊の任務、役割に変化はない」と言います。大事なことは、明記する「自衛隊」という文言は、専守防衛の「自衛隊」ではなく、「集団的自衛権の行使を容認する安保法制の下での自衛隊」(もはや「自衛」隊ではない)なのです。つまり、違憲の疑いが極めて強い「安保法制」を憲法で認めさせることが真の狙いです。安倍首相は言います。「憲法の制約があって、完全な双務性にはできない。いわば集団的自衛権のフル(全面的)な行使はできませんというのが今の私の考え方だ」(7月7日のフジテレビでの党首討論)。まさに、「憲法の制約」を除去するための安倍9条改憲です。それは、米軍のために血を流す「自衛」隊であり、「自衛」の名のもとに先制攻撃をも厭わない「自衛」隊を憲法に明記することです。折しも、トランプ大統領は、ホルムズ海峡での船舶護衛を目指す「有志連合」への参加を要求してきています。危機は迫っています。自衛隊員を殺し殺される存在としてはなりません。日本国民を戦争に引きずり込む安倍9条改憲を阻止しましょう。(久保富三夫)